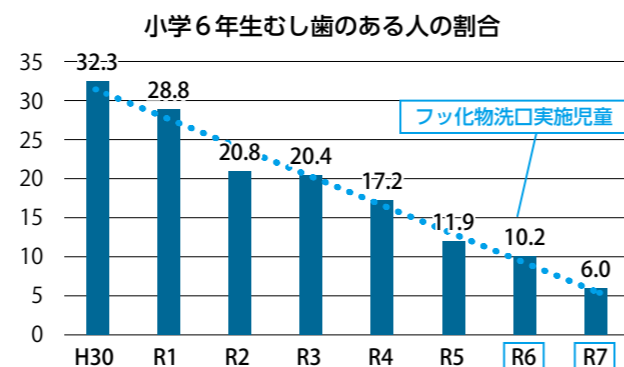
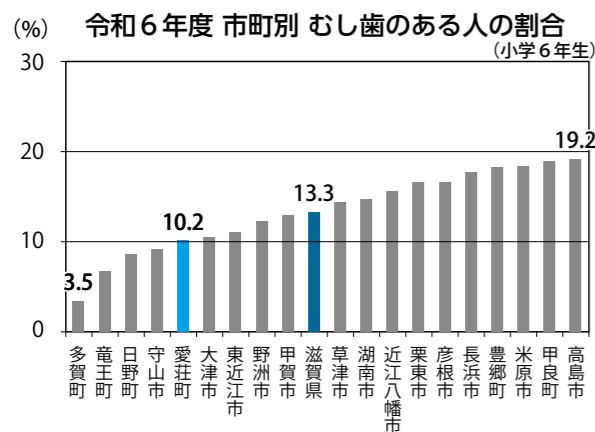




フッ化物洗口の効果について

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です!

愛荘町ではむし歯ゼロ作戦として、5歳児から中学1年生までを対象にフッ化物洗口を実施しています!平成30年度に5歳児から開始し、今年で9年目を迎えました。
フッ化物洗口を始める前は、むし歯のある児童生徒の割合が県内で一番高い状況でしたが、開始後はむし歯のある児童生徒の数が減少してきています。



虫歯予防には、フッ化物洗口に加えて、毎日の歯磨き(フッ素入りの歯磨き粉の活用)や甘いものの取りすぎに気を付けること、定期的な歯科受診も大切です。ご家庭でも引き続き、むし歯予防に取り組み、子どもたちの大切な歯を守っていきましょう。

令和8年度 带状疱疹ワクチンについて

実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

対象者 実施期間中に次の年齢を迎える方
65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳

※上記対象者に加えて、60歳から64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方は定期接種の対象者となります。



対象者早見表

年齢	対象者
65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれの方
70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれの方
75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれの方
80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれの方
85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの方
90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方
95歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれの方
100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれの方

※対象者の方には4月上旬に案内はがきを送付しています。接種場所などの詳しい内容については、案内をご確認ください。

新たに民生委員児童委員に就任されました。

伊勢町地区の民生委員児童委員を紹介します。



このほど、4月1日付けで厚生労働大臣から委嘱状が交付され、伊勢町地区(愛知川)の民生委員児童委員に野田 早苗さんが就任されました。
なお、民生委員児童委員とは、地域の中で相談や支援を行うボランティアです。委員には守秘義務があり、個人の秘密は堅く守られますのでお気軽にご相談ください。 ㊕ 福祉課 ☎0749-42-7691

令和8年度から

愛荘町国民健康保険税の税率が変わります



国民健康保険制度の運営

国民健康保険は、平成30年度から滋賀県が財政運営の責任主体となり、各市町は県が示す納付金を国民健康保険料(税)として徴収し、納める仕組みになっています。
滋賀県では被保険者の負担の公平化および持続可能な国民健康保険の運営に向け、県内のどこに住んでいても、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料(税)となるよう、令和9年度の保険料(税)水準の統一を目指しています。

令和8年度の国民健康保険税率

愛荘町の令和7年度国民健康保険税率は基金の活用により税率の引き上げを抑制しており、県内でも低い水準にあります。また、県が示した令和7年度標準保険料(税)率に比べても低い状況です。

本町では町の国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、**被保険者の急激な負担増とならないよう、県内保険料(税)水準の統一に向けて基金を活用しながら段階的に税率を引き上げること**とし、令和8年度国民健康保険税率について、下記のとおり改定しました。

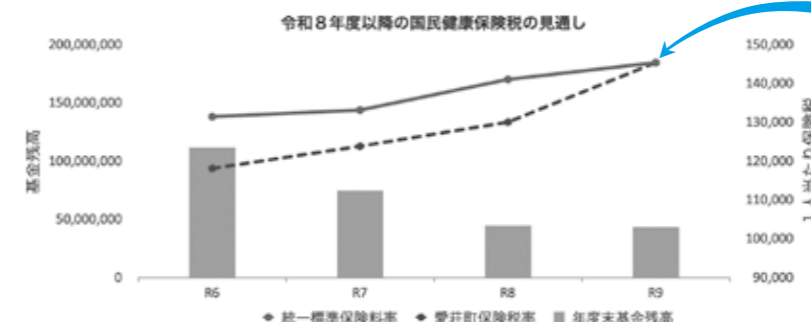
また、令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が開始されました。この制度は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとなります。

安定した国保財政の運営を続けるため、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

	医療保険分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)		介護給付金分 (国保に加入する40～64歳までの方)		子ども・子育て支援金分 (国保に加入するすべての方18歳未満均等割は除く)
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	<<新設>>
所得割 加入者の所得金額に対して	6.56%	6.72%	2.53%	2.53%	2.11%	2.11%	0.25%
均等割 加入者1人当たり	27,000円	29,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	1,150円
18歳以上均等割	—	—	—	—	—	—	77円
平等割 1世帯当たり	18,000円	19,000円	8,000円	8,000円	6,000円	6,000円	769円

保険税は、加入者の前年所得に応じて計算され、世帯で合算して、世帯主(納税義務者)に課税されます。

$$\text{国民健康保険税} = \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{18歳以上均等割額} + \text{平等割額}$$



県内保険料(税)水準の統一



「令和8年度 国民健康保険税納税通知書」については、6月中旬に被保険者世帯へ発送します。

※グラフは、将来的な県内保険料(税)水準の統一に向けたイメージ図です。

㊕ 税務課 ☎0749-42-7690